

栃木市立寺尾中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめのない学校づくりに向けて

いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こり得るものです。いじめは、決して許されないことで、いじめられている兆候をいち早く把握し、迅速に対応することがとても重要です。いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

2 いじめの未然防止に向けて

- ・生徒一人一人が、意欲的に学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- ・生徒一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり(体罰の禁止)、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

3 いじめの早期発見に向けて

- ・いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- ・生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- ・いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図ります。
- ・日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- ・日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- ・生徒、保護者からのいじめの相談・通知の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決に向けて

- ・いじめられている生徒や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- ・いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- ・いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図ります。
- ・いじめる生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織をしてしっかりと指導します。
- ・保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。

5 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ対策委員会(未然防止・早期発見対策に係わる委員会、いじめ認知時の対応に係わる委員会)を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

また、本委員会において、いじめの問題への取り組みが計画的に進んでいるかどうかチェック等を行い、学校いじめ防止基本方針を始めとした学校の取り組みが実効あるものとなるよう改善を図ります。

6 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策委員会法第 28 条により、当該事案が重大事態と判断した場合には、教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求めます。

7 いじめの相談・通報窓口

いじめの相談・通報窓口は、教頭が窓口となって対応します。